

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

- ・すべてまたは雇用形態別や職種別など一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成します。
- ・支給額は以下のとおりです　　〈 〉は生産性の向上が認められる場合の額、
（ ）内は大企業の額

- ① 全ての有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合
対象労働者数が1人～3人：95,000円〈12万円〉　（71,250円〈90,000円〉）
4人～6人：19万円〈24万円〉　（14万2,500円〈18万円〉）
7人～10人：28万5,000円〈36万円〉　（19万円〈24万円〉）
11人～100人：1人当たり28,500円〈36,000円〉
（19,000円〈24,000円〉）
- ② 一部の有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合
対象労働者数が1人～3人：47,500円〈60,000円〉　（33,250円〈42,000円〉）
4人～6人：95,000円〈12万円〉
（71,250円〈90,000円〉）
7人～10人：14万2,500円〈18万円〉
（95,000円〈12万円〉）
11人～100人：1人当たり14,250円〈18,000円〉
（9,500円〈12,000円〉）

※中小企業において3%以上増額改定した場合に助成額を加算

※上記において、職務評価を実施し、その結果を踏まえて賃金規定等を増額改定した場合に助成額を加算

問合せ先 福岡労働局 福岡助成金センター

☎ 092-411-4701 FAX 092-411-4703

問合せ先 福岡労働局労働基準部 賃金室

☎ 092-411-4578 FAX 092-411-4875

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>